

国指定化女沼鳥獣保護区
化女沼特別保護地区 計画書
【指定】

平成 29 年 11 月 1 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

化女沼特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定化女沼鳥獣保護区のうち、化女沼ダム平常時最高貯水位水面の区域（ダム管理施設を除く。）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで（20 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

化女沼鳥獣保護区は、宮城県の北部に広がる丘陵地と平野部の接点に位置しており、化女沼及びその周辺の区域から構成されている。化女沼は平野部に扇状に広がる丘陵の谷に灌漑用溜池として維持されてきており、平成 7 年にその南側にダム堰堤が建設されている。ダム周辺区域は既に公園として整備されており、アカマツ、クリ、コナラ等が分布している。また、ダム浅水域には広範囲にヒシ、ヒルムシロ等の浮葉植物が繁茂し、汀線部にはヨシ、マコモ、ショウブ等の抽水植物が生育しているなど、多種多様な植生を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに記載されている絶滅危惧 I A 類のシジュウカラガン、絶滅危惧 II 類の亜種ヒシクイ、準絶滅危惧種のマガソ、オオハクチョウ等のガンカモ類を始めとする渡り鳥の全国的に重要な越冬地となっている。

特に、亜種ヒシクイの大規模なねぐらとして重要な区域で有り、毎年 1 千羽以上が飛来しているが、近年減少傾向にある。一方で、シジュウカラガンの飛来数は増加しており、平成 27 年度には約 1 千 7 百羽が確認されているほか、マガソは毎年 9 千羽以上の越冬が確認されている。

さらに、絶滅危惧 II 類のオジロワシ及びオオワシ等の猛禽類の生息も確認されており、合計で 130 種の鳥類の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でもダム水面の区域は当該地区における水面として広大な面積を有することから、多くの鳥類の休息及びねぐらの場として利用されており、ガンカモ類を始めとする渡り鳥の渡来地として重要な区域となっている。

このように、当該区域は、化女沼鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、ガンカモ類等の多様な鳥類相を保護するため適切な管理に努める。
- 2) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

3) 鳥類の安定的な生息への著しい影響を防止するために、定期的な巡視や、関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動に取り組む。

3 特別保護地区の面積内訳 別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、宮城県北部の大崎市の北西部に位置する丘陵地である。

イ 地形、地質等

当該区域は、江合川の支流である田尻川に注ぐ長者川の水源であり、水害防止と共に、農業用水の補給を目的としたダムの水面及びその周辺の湖畔である。

ウ 植物相の概要

当該区域では、ダム岸辺周辺における草本植物及び多種多様な水生植物が生育しており、植物相は166科783種となっている。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としては、亜種ヒシクイ、マガソ、オオハクチョウ等のガシカモ類を始めとする渡り鳥、オジロワシ、オオワシ、オオタカ等の猛禽類等17目39科130種が確認されている。

哺乳類としては、ノウサギ、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ等の3目5科9種が確認されている。

魚類としては、コイ、フナを始めとする5目11種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 別表2のとおり。

イ 獣類 別表3のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区特別保護地区用制札	4本
(2) 案 内 板	1本
(3) 解 説 板	1基

7 参考事項

(1) 当初指定
平成 20 年 7 月 31 日環境省告示第 62 号

別表1 国指定化女沼鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	78 ha	ha	78 ha	34 ha	ha	34 ha	ha	ha	ha
林野	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	34 ha	ha	34 ha	34 ha	ha	34 ha	ha	ha	ha
その他	42 ha	ha	42 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	38 ha	ha	38 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	38 ha	ha	38 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	38 ha	ha	38 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	4 ha	ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	34 ha	ha	34 ha	34 ha	ha	34 ha	ha	ha	ha
計	78 ha	ha	78 ha	34 ha	ha	34 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (宮沢遺跡)	13 ha	ha	13 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干涸の面積を内数で（ ）書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づく区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

別表2

		アオアシシギ	旅鳥
		キアシシギ	旅鳥
		イソシギ	留鳥
カモメ		ユリカモメ	冬鳥
		ウミネコ	留鳥
		セグロカモメ	冬鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	NT
	タカ	○ トビ	留鳥
		○ オジロワシ	VU 国内希少 國際希少
		オオワシ	VU 国内希少
		チュウヒ	EN 国内希少
		ハイイロチュウヒ	冬鳥
		ハイタカ	NT
		○ オオタカ	NT
		○ ノスリ	留鳥
		ケアシノスリ	冬鳥
フクロウ	フクロウ	フクロウ	留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ カワセミ	留鳥
キツツキ	キツツキ	○ コゲラ	留鳥
		○ アカゲラ	留鳥
		アオゲラ	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	留鳥
		ハヤブサ	VU 国内希少
スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ	夏鳥
	モズ	○ モズ	留鳥
	カラス	○ カケス	留鳥
		オナガ	留鳥
		○ ハシボソガラス	留鳥
		○ ハシブトガラス	留鳥
	キクイタダキ	キクイタダキ	冬鳥
	シジュウカラ	○ コガラ	留鳥
		○ ヤマガラ	留鳥
		○ ヒガラ	留鳥
		○ シジュウカラ	留鳥
	ヒバリ	○ ヒバリ	留鳥
	ツバメ	○ ツバメ	夏鳥
		イワツバメ	夏鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	留鳥
	ウグイス	○ ウグイス	留鳥
		ヤブサメ	夏鳥
	エナガ	○ エナガ	留鳥
	ムシクイ	オオムシクイ	旅鳥
		センダイムシクイ	夏鳥
	メジロ	○ メジロ	留鳥
	ヨシキリ	○ オオヨシキリ	夏鳥
		コヨシキリ	夏鳥
	セッカ	セッカ	留鳥
	ムクドリ	○ ムクドリ	留鳥
		コムクドリ	夏鳥
	ヒタキ	トラツグミ	留鳥
		アカハラ	夏鳥
		○ ツグミ	冬鳥
		ルリビタキ	留鳥
		○ ジョウビタキ	冬鳥
		キビタキ	夏鳥
	スズメ	ニユウナイスズメ	夏鳥
		○ スズメ	留鳥
	セキレイ	キセキレイ	留鳥
		○ ハクセキレイ	留鳥

	○ セグロセキレイ ビンズイ	留鳥 夏鳥
アトリ	○ アトリ ○ カワラヒワ ○ マヒワ ○ ベニマシコ ウソ シメ	冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥
ホオジロ	○ ホオジロ ○ ホオアカ ○ カシラダカ アオジ オオジュリン	留鳥 留鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥
キジ	キジ	コジュケイ
ハト	ハト	カワラバト
合計	17	39
		130

(注)

1. データは既存文献、鳥獣保護区管理員報告書、調査業務結果に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. ほ乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本の哺乳類改定版（阿部永ほか、2005年）に拠った。
4. 種指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA類、EN：絶滅危惧 IB類

VU：絶滅危惧 II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

国内希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

5. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

6. 備考欄には、鳥類については留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

別表3

目名	科名	種または亜種	種の指定等	備考
食肉	イヌ	キツネ タヌキ		
	イタチ	テン イタチ アナグマ		
		ジャコウネコ	ハクビシン	外来種
齧歯	リス	ニホンリス ムササビ		
兎	ウサギ	ニホンノウサギ		
合計	3	5	9	

(注)

1. データは既存文献、鳥獣保護区管理員報告書、調査業務の結果に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. ほ乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本の哺乳類改定版（阿部永ほか、2005年）に拠った。
4. 種指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

E W : 野生絶滅、C R : 絶滅危惧 I A類、E N : 絶滅危惧 I B類

V U : 絶滅危惧 II類、N T : 準絶滅危惧、D D : 情報不足

国内希少 : 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少 : 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物 : 文化財保護法による天然記念物

5. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

6. 備考欄には、鳥類については留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。